

3 1 教総情要第8 2号の2  
令和2年1月24日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会  
東京「君が代」裁判原告団  
事務局長 近藤 徹 殿

東京都教育庁総務部教育情報課長  
中 西 正 樹

要請書について（回答）

貴団体から令和元年12月26日付けで提出された要請書につきまして、別紙のとおり  
回答します。

- 1 処分取消が確定した一審原告らに直ちに謝罪し、二度と「違法な」処分をすることがないように再発防止策を明らかにすること。
- 2 減給処分を取り消された特別支援学校教員の再処分を行わないこと。
- 3 都教委は、性急にも前日に「事情聴取」を行なうこと当該教員に伝えたが、「生徒が早めに下校する月・水・金曜に、または終業式や長期休業日などの生徒に影響が出ない日に変更してほしい」との当該教員の要望を聞き入れなかった。教育現場の実態を十分に配慮すべき都教委による現場実態を無視した対応及び生徒に影響が少ない日程に変更できない理由を明らかにすること。

(3に関する口頭要請)

田中教諭について、裁判での減給処分取消が本年3月末に確定し、しばらく何もなかったもので、再処分は行われたいのではと期待したが、突然、12月に事情聴取の機会が設けられた。なぜ、事情聴取までに、長い期間を要することになったのか。また、事情聴取の実施通知が直前となった理由も示されたい。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)

- 4 当日、当該教員は事情聴取にあたって弁護士の同席を要求したが、対応した都教委職員は「弁護士の同席は、都教委の裁量で認めていない」を繰り返しのみで「その法的根拠を示してほしい」との質問には誠意ある回答がなく、勤務時間が終了し事情聴取がなされなかった。弁護士の同席を認めない法的根拠を明らかにすること。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

なお、教職員の服務事故に係る事情聴取において、弁護士の立会いは認めていません。

(所管：人事部職員課)

(4に関する口頭要請)

田中教諭への事情聴取は結局実施されなかった。田中教諭が事情聴取を拒否したのではなく、都教育委員会の不手際が理由である。事情聴取が実施できなかったことは、都教育委員会の責任であることを認識しているのか確認したい。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)

5 当日主として対応した3名の担当職員の職・氏名を明らかにすること

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

なお、対応した都教育委員会の職員は、組織の一員として業務に当たったものであり、個々の職・氏名を明らかにする考えはありません。

(所管：人事部職員課)

6 処分を取り消された原告らの名誉回復・権利回復のために、都教委ホームページ等での懲戒処分の公表と同じ方法で処分が取り消された事実を公表すること。

この件につき「公表しない理由・根拠を明らかにされたい」との当会からの再質問に対して「都教育委員会は、他の機関が行った決定や発表等について公表していません。本件請願に関わる裁判所の決定等についても、公表する考えはありません」（2019年8月15日付 所管：人事部職員課）と回答しているが、その「理由・根拠」を明らかにしていない。改めて、質問に正対し回答することを要求する。

(6の口頭要請)

裁判で処分取消があったことを都教育委員会が公表しない理由として、「他の機関が行った決定や発表等については公表していない。」と回答しているが、一方、最高裁等で職務命令が「違憲とは言えない」とされていることについては発表している。都教育委員会の回答でも記載している。自分たちの都合の良いことは公表して、都合が悪いことは公表しないのは、矛盾している。この点を踏まえて要請事項6に回答してほしい。

(回答)

都教育委員会では、他の機関が行った決定や発表等について公表していません。本件要請に係る裁判所の決定等についても、公表する考えはありません。

なお、都教育委員会が、都の公立学校に勤務する教職員に対して行った懲戒処分については、平成12年12月26日付けで都教育委員会が決定した基準により、適切に公表しています。

(所管：人事部職員課)

7 問題解決のための話し合いを拒否し、教育委員会への要請であるのに「教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません」というこれまでの態度を改め、都教育庁の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。また、本要請書を教育委員会で配付し、慎重に検討、議論し、回答すること。

(回答)

要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、必要に応じて回答を行っています。今後も同様に対応していきます。

また、既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

(所管：人事部職員課)